

## 令和5年度森林・林業体験業務委託仕様書

- 1 業務の名称  
令和5年度森林・林業体験業務委託
- 2 委託事業の履行期間  
業務委託契約の締結の日から令和6年1月31日までとする。  
(ただし、一関地方育樹祭開催に伴い令和5年9月30日は除く)
- 3 業務の目的  
遊びを通して木に触れる機会や森林に親しむ機会を創出する。
- 4 業務の内容  
本仕様書の3「業務の目的」を達成するため、森林体験又は林業体験の企画及び運営に関する以下の全ての業務を行うこと。
  - (1) 市との協議等
    - ア 受託者は業務を執行するに当たり、市や関係機関と十分に連絡、調整を行うこと。
    - イ 体験の実施に必要な協力者の手配及び実施場所の使用許可申請等については、受託者が行うこととし、市はこれに協力すること。また、受託者は市にこれらの情報を提供すること。  
なお、実施場所として市有林の活用が可能であることから、希望する場合は、事前に市と協議し、適切な場所を選定すること。
    - ウ 受託者は、体験実施前に市に連絡し、実施の承諾を得ること。
  - (2) 体験の実施
    - ア 体験は、1回当たり1日間とすること。
    - イ 1回当たり10～20人程度の市民が参加すること。
    - ウ 事業を通じて、参加者に学びの機会を創出すること。
    - エ 実施場所は、原則として市内とすること。  
なお、市外での活動を含む場合には、実施前に市と協議すること。
    - オ バスを利用する際は、市の庁用バスを利用すること。  
なお、利用を想定する場合は、提案書にその旨を明記するとともに、日程等について、事前に市と協議すること。
    - カ 参加者への必要な連絡等を行うこと。
    - キ 参加費を徴収する場合は、実費相当分とし、用途を明確にすること。
    - ク 報道機関から取材があった場合は、これに応じること。
  - (3) 体験の記録及び業務評価
    - ア 受託者において、体験の写真を撮影し、記録すること。
    - イ 参加者を対象にアンケートを実施し、集計及び業務評価を行うこと。

## 5 再委託等の制限

- (1) 受託者は、本業務の全部又は本業務の監理業務部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託できるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を市に対して文書で報告しなければならない。

## 6 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。業務完了後も同様とする。

## 7 安全管理等

- (1) 受託者は、体験に係る損害・傷害等の保険に加入しなければならない。
- (2) 受託者は、業務上の事故の発生予防を図るとともに、事故の発生時には責任を持って必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は、事故等が発生した場合は、速やかに市に報告しなければならない。

## 8 収支報告等

- (1) 受託者は、事業実施後5日以内（土、日及び祝日を除く）に収支報告書（任意様式）を提出すること。  
また、収支報告書には、領収書等の写しを添付すること。
- (2) 市は、収支報告書により、必要に応じて委託額を変更すること。

## 9 完了報告等

受託者は、収支報告後に完了報告書（様式第2号）及び次の成果品を市に提出すること。

- (1) 記録用写真（紙媒体及び電子データ）
- (2) アンケート（紙媒体）
- (3) アンケート集計及び業務評価表（紙媒体又は電子データ）

## 10 支払条件

受託者への市からの委託料の支払いは、精算払いとする。

## 11 その他

- (1) 本仕様書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。
- (2) 事業の実施に際して、市から報道機関にプレスリリースを行うことから、受託者は協力すること。

- (3) 本業務において、著作権等が発生した場合の権限は、市に帰属するものとする。
- (4) 本仕様書等に疑義が生じたときについては、双方が協議してこれを解決するものとする。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項については、市の指示に従うものとする。